

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援

法務省出入国在留管理庁から、「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」の周知依頼がまいりました。

貴団体の所属企業等のご関心に応じて適宜周知いただけますと幸いです。  
どうぞよろしくお願いいたします。

### 【入管庁HP】

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html)

※9か国語対応のリーフレット掲示あり

### 【施策概要】

- ・ 出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。
- ・ 技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

※特定産業分野のうち、製造業3分野（素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業）での再就職が認められる者は、当該3分野で活動していた特定技能外国人及び当該3分野へ技能実習2号良好修了者として試験免除で移行できる職種・作業の技能実習を行っていた技能実習生であって、その活動中に解雇された者に限られます。